

答 申

1 審査会の結論

実施機関である佐賀県警察本部長が行った公文書不存在決定のうち、「県警本部長へ件数改ざんを行っていた報告の文書」の請求に対する決定を取り消し、「不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案に対する調査報告」を対象として改めて特定し、開示決定等を行うべきである。また、実施機関が同時に行った、その他の公文書開示決定、公文書部分開示決定及び公文書不存在決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対して「県警交通事故件数改ざんから修正までに係る情報・文書の請求内容」として下記に掲げる公文書についての開示請求(以下「本件開示請求」という。)を平成23年1月17日に行った。

- 交通事故件数改ざんのための、日時・参加者・協議内容がわかる検討会議のメモ、記録 *指示が3回(以下「本件請求公文書1」という。)
- 改ざん指示通達文書 ‘09年2月13日付 同2月27日付 同3月31日付(以下「本件請求公文書2」という。)
- 指示に対応する文書(以下「本件請求公文書3」という。)
- 月毎の正規の交通事故件数と改ざん件数(以下「本件請求公文書4」という。)
- 「‘09年度 ‘10年度交通事故改ざん件数」警察庁への報告(以下「本件請求公文書5」という。)
- 事故件数改ざんを元に戻すための、日時・参加者・協議内容がわかる検討会議のメモ、記録(以下「本件請求公文書6」という。)
- 県警本部長へ件数改ざんを行っていた報告の文書(以下「本件請求公文書7」という。)
- 正しい運用に戻すための伝達文書(以下「本件請求公文書8」という。)
- 警察庁への事故件数改ざんの修正報告(以下「本件請求公文書9」という。)
- 県警本部長の、1月13日付 改ざんに関与の幹部5名に対する「注

意・指導」文書（以下「本件請求公文書10」という。）

- 当時の本部長に対する警察庁長官注意文書（以下「本件請求公文書11」という。）

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件請求公文書2に対応する公文書として

- 駐車場及び私有地内における人身交通事故の取扱いについて（平成21年2月13日付）（以下「本件開示公文書1」という。）
- 物損交通事故から人身交通事故に切り替えた交通事故の取扱いについて（平成21年2月27日付）（以下「本件開示公文書2」という。）
- 駐車場内等での人身事故及び人身切り替え交通事故の取扱いの変更について（平成21年3月31日付）（以下「本件開示公文書3」という。）

を、本件請求公文書4及び5に対応する公文書として、

- 平成21年人身事故発生件数（以下「本件開示公文書4」という。）
- 平成22年人身事故発生件数（以下「本件開示公文書5」という。）

を、本件請求公文書9に対応する公文書として

- 警察庁への修正報告データ（以下「本件開示公文書6」という。）

を、本件請求公文書10に対応する公文書として

- 不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案「注意・指導」文書（以下「本件開示公文書7」という。）

をそれぞれ特定し、本件開示公文書4及び5の全てを開示する公文書開示決定（以下「本件開示決定」という。）、本件開示公文書1、2、3、6及び7の一部を非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）並びに本件請求公文書1、3、6、7、8及び11に対応する公文書について、取得又は作成しておらず存在しないことを理由とする公文書不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を平成23年1月31日に行い、審査請求人に通知した。

（3）審査請求

審査請求人は、本件部分開示決定のうち本件開示公文書6及び本件開示公文書7に係る決定（以下「本件処分1」という。）、本件不存在決定のうち本件請求公文書1、3、6、7及び8に対する決定（以下「本件処分2」という。）を不服として、並びに本件開示請求のうち本件請求公文書5に係る請求に対して何ら処分がなされていないとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成23年3月10日に、佐賀県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った。

その後、審査請求人は、平成23年4月15日に、本件開示請求のうち本

件請求公文書5に係る請求に対して何ら処分がなされていないとする主張を取り消して、本件開示決定のうち、本件請求公文書5に対する決定（以下「本件処分3」という。）について、部分開示とみなされることから不服であるとの主張に改めた。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

(1) 本件処分1の理由について

ア 本件開示公文書6について

人身事故発生件数の訂正の経緯、内容については、交通企画課から、警察庁に対し電話（口頭）で報告を行っており、報告文書等は作成されていない。通常、交通事故統計に関する警察庁報告は、電磁的データの送信により行っており、具体的な訂正は交通企画課から訂正した電磁的データを警察庁に送信することによって行ったもので、文書としては存在していないが、電磁的データを印字して、可視化し、個人情報に係る部分を除いたうえで開示したものである。

イ 本件開示公文書7について

本件開示公文書7には、注意という監督上の措置及び口頭嚴重注意並びに業務指導（以下「監督上の措置等」という。）の原因となった不適正行為、監督上の措置等の年月日及び監督上の措置等を受けた警察職員（以下「被措置者等」という。）の所属、階級並びに氏名を記載している。当該文書は警察職員の人事管理上作成しているものであるが、氏名等当該不適正行為をした特定個人が明らかになる情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、個人の資質、名誉に係る当該職員固有の情報そのものであって、一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。

このため、被措置者等の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であること、また、被措置者等の所属については、それ自体では個人が識別される情報ではないが、所属を開示すれば、階級との照合・調査等により容易に特定の個人が識別されるおそれがあることから、それぞれ条例第6条第2号本文の規定に該当するものとして、非開示とした。

記載された監督上の措置等に係る情報は、警察職員の不適正行為が背景にあるものの、当該被措置者等の職務遂行に係る情報ではなく、身分取扱いに係る被措置者等固有の情報であることから、被措置者等の氏名は、階級の如何にかかわらず、条例第6条第2号ニの規定には該当せず、また、公表を目的として作成したものではないことから、条例第6条第2号ロの規定にも該当しない。

また、被措置者等の所属、氏名を明らかにすれば、将来予定される監督上の措置等において、関係者自身や被措置者の不利益等を懸念して、事案の申し出を躊躇したり、真実を供述しなくなるなど、正確かつ詳細な事実の把握が著しく困難となり、監察の審議・調査等の公正かつ円滑な実施が損なわれることから、条例第6条第5号の規定にも該当し、非開示とした。

(2) 本件処分2の理由について

ア 本件請求公文書1について

通常、日常的な業務の中における検討の内容について議事録等を作成することは、その必要性もなく、業務負担も過大となることから行っていない。当時、交通事故の抑止のための対策の検討を交通部幹部数名により、日常的な業務の一環として、格別の会議形式をとらず、短時間かつ頻繁に行っていたが、その検討について記録は作成されていない。本件統計外措置については、このような検討の過程で行うこととされたものであり、これについて記録は作成されていない。

イ 本件請求公文書3について

通常、本部から警察署等に対して行う指示については、特に報告や回答を求めない限り、警察署等からの報告等を要するものではなく、当時交通部から発出された指示文書3通もこれを求めておらず、警察署等において対応する文書は作成されていない。

ウ 本件請求公文書6、7及び8について

交通部長から指示を受けた交通企画課の担当者が警察本部長に口頭で報告を行ったところ、同本部長から早急に従前の運用に戻すよう指示を受けたことから、交通企画課において、電話（口頭）で各警察署等にその旨の指示を行ったものであり、早急な対応を必要とし、かつ、旧の運用に復す旨の指示であったため、文書は作成されていない。

(3) 本件処分3の理由について

県警察において「平成21年人身事故発生件数」、「平成22年人身事故発生件数」と題した月ごとの修正前・修正後の事故発生件数を一覧表とした文書を開示しているが、これは、本件請求公文書4と本件請求公文書5の両方の対象となるものとして開示した。

請求人に文書を開示する際にも情報公開窓口の担当者が、同文書は上記2つの請求の対象文書である旨を説明した上で交付した。

4 審査請求の理由の要旨

(1) 本件処分1について

ア 本件開示公文書6について

佐賀県警察が警察庁に対して修正を報告する場合に、交通事故件数の改ざんを行っていたこと、そして改ざんした交通事故件数を修正することに関して、何らの説明もなくデータのみの情報を提出するということはあり得ない。説明などに相当する文書が作成されているはずと思われるが、部分開示の公文書は、「H 2 1-本票. t x t」「H 2 2-本票. t x t」のデータ一覧に限ったものである。佐賀県警察の、県民に対する説明責任をないがしろにした報告文書の非開示処分は違法、不当である。本票の事故当事者の個人情報非開示については異議はない。

「電話（口頭）による説明」だったという理由によって、佐賀県警察と警察庁とのデータ修正に関する応答部分が非開示とされたのでは、請求者が請求した情報の核心部分を欠き、不当というほかない。

イ 本件開示公文書 7 について

佐賀県警察官氏名、所属に関する情報が、条例第 6 条第 2 号の「個人識別」に該当するとして非開示とされるのは係長級以上であり、課長級以上は公開の対象とされている。当該「注意・指導」を受けた 5 名の警察官は、警視正 1 名、警視 2 名、警部 2 名であり、警視正、警視、警部の階級はいずれも課長級以上である。また、『不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案「注意・指導」』は、公務に際して行われたものである。公務中の公務員情報は、私的生活上の情報には当たらずプライバシーに該当しない。ゆえに、条例第 6 条第 2 号の「個人識別」を理由に氏名、所属を非開示とした身内の不祥事をかばうかのような恣意的処分は全くもって違法、不当である。

またその一方で、今回の交通事故件数改ざん事件により佐賀県及び県民がこうむった不利益、不名誉に対して、警察行政を円滑に進めるためとした条例第 6 条第 5 号の措置は濫用である。県民の知る権利とそれによる公益を優先すべきであり、全く不当である。

(2) 本件処分 2 について

ア 本件請求公文書 1、3 及び 6 について

県民として、佐賀県警察組織内で交通事故件数改ざんがどのように決められていったのか、なぜ、警察行政が歪められなければならなかったのかの疑問を解明するための情報である。より以上に、佐賀県警察にとってこそが、交通事故件数改ざん事件の実態把握のために必要、不可欠な情報である。そのように重要な情報の一切を、取得していない、作成していないという理由で、警察組織内の不祥事の核心を県民に明らかにしようとしぬ文書不存在決定処分は違法、不当以外にない。

佐賀県警察は、交通事故件数改ざんを公表するにあたって、佐賀県警察の監察の調査結果を踏まえたと考えられる。しかし、調査の際、監察官が交通

部長らに対して、改ざんに至る経緯、経過を聞き取ると同時に、報告として文書に作成したものを求め管理していないのは疑問である。監察部署が文書を取得せず、どこにも存在していなければ開示はできないわけだが、今回の交通事故件数を過少に改ざんするために話し合われた重要な部分である。繰り返し行われた協議の中で「改ざん」の発案がどのように出されて決定したのかが確実に判明しないでは、今後の対策が的確かどうか県民は信頼できず、文書不存在決定は不当である。

イ 本件請求公文書7について

佐賀県警察として取得も作成もしていないという理由はもっとも不自然きわまりない。県民の生命、財産を守るべく厳正な警察組織として、交通事故件数改ざんという不祥事の実態解明に当たるためには、改ざん事件当事者から、改ざんに至る経緯などの詳細な報告書に基づいて説明を求めるのは当然であろう。

佐賀県警察本部長が、口頭の報告を受けた時点で早急な対応が必要であるとの判断をし、早急に従前の運用に戻すよう指示したことは理解できる。佐賀県警察本部が、「交通事故件数改ざん」を公表したのは、改ざん行為を中止し、従前の措置に戻して7ヶ月も経過した2011年1月であった。この7ヶ月の期間に佐賀県警察本部長は、改ざんを指示した佐賀県警察交通部長らに対して、意図的改ざんに至る詳細な報告と徹底した調査を実施してきたものと県民は考えている。ところが、佐賀県警察本部長が、早急に対応した後改めて交通事故件数改ざん問題に係る報告書も求めず「軽微な規律違反」として、「口頭の報告」だけで本件が処理されている説明に、県民として心底憤りを覚え、納得できない。「県警本部長へ件数改ざんを行っていた報告の文書」の不存在決定による非開示は不当である。

ウ 本件請求公文書8について

佐賀県警察として取得も作成もしていないという理由はもっとも不自然きわまりない。

(3) 本件処分3について

開示されたのは、平成21年1月から12月までの1枚、平成22年1月から12月までの1枚の月表2枚のみの文書である。これが、本件請求公文書5に対応する文書であるなら、数字のみ表示しただけの情報を警察庁へ報告したということになる。報告するとき、通常では少なくともその趣旨について一言でも説明があると考えられるが、この文書には月表以外の開示文書はない。

本件処分3は部分開示とみなされるゆえに、部分開示は不当である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分1について

ア 本件開示公文書6について

ここでの問題は、実施機関が警察庁に人身事故発生件数を修正（追加）するにあたって提供された修正（追加）データ自体（本件開示公文書6）とは別に、修正の経緯を報告ないし説明するための公文書が存在するかどうかという点である。

審査会は、実施機関の職員から修正報告の経過等について、修正報告の時期及び状況とともに、以下のとおり説明を受けた。

No.	時 期	警察本部から警察庁への修正報告の状況
1	H22. 12. 20 頃	H21, 22 年分の修正（追加）件数総数のみを電話で報告。
2	H22. 12. 22 頃	H21 年分の修正（追加）データを、専用端末によりメール送信。
3	H23. 1. 10	H22 年分の修正（追加）データを、専用システムに入力し、送信。
4	H23. 1. 11	H21, 22 年分の人身事故発生件数（月毎の修正前後の件数一覧）を、専用端末によりメール送信。

※ No.2 及びNo.3 で報告されたデータが本件開示公文書6であり、No.4 で報告された一覧表が本件開示公文書4及び5である。

警察本部交通企画課から口頭で各警察署に対して従前の運用に戻して再集計するべきとの指示がなされ、件数の修正（追加）データを集約し、警察本部交通企画課の担当職員から警察庁に対して電話により口頭で説明を行った上で、警察庁に修正（追加）データが送信された。なお、人身事故発生件数に係るデータの警察庁への送信処理においては、専用端末の「人身事故データシステム」による処理がなされているところ、本件事案（平成21年2月から同年3月にかけて、実施機関において交通事故統計処理の運用方法を変更したこと（以下「本件統計運用変更」という。）及び平成22年6月に元の運用方法に戻し、その後、この間の交通事故統計データを修正した一連の事案をいう。以下同じ。）に係る平成22年分の修正（追加）データについては、同システムによる修正が可能であったが、平成21年分の修正（追加）データについては、同システムによる修正が時期的に不可能となっていた。そのため、平成21年分の修正（追加）データは、実施機関からメールにより送信され、警察庁の担当職員が受信したデータをもとに手打ち入力して処理されている。

このような修正データの送信とは別に、警察庁から指示を受けたことにより本件開示公文書4及び5による警察庁への報告がなされている。

これらの状況を踏まえると、事故発生件数の修正を行うにあたり、警察庁に対して何らの説明もなくデータの送信だけで処理ができるとはいえないものの、修正データ自体の送信とは別に修正にあたって説明のための文書がなければデータの修正ができないといった事情は存在しないというべきであり、この点の文書は作成されていないとする実施機関の主張を不合理ということはできない。

よって、この点の文書が不存在であるとする実施機関の決定は妥当である。

なお、このことは、後に述べる、修正データとは別に、本件事案の経緯等を明らかにする警察本部長への報告文書が存在することとは別問題である。

イ 本件開示公文書7について

① 条例第6条第2号ニ該当性

本件開示公文書7は、職務上不適切な事務処理を行った実施機関の職員5名に対し、警察本部長が行った監督上の措置等の文書であり、被措置者等5名それぞれの所属及び氏名が非開示とされている。

条例第6条第2号ニ及び佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則（平成13年公安委員会規則第14号）の規定により、特定の警察職員を識別することができる情報であって、警察職員の職務の遂行に関する情報（職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分）のうち、警部補以下の警察職員の氏名は非開示とすることができるとされているが、このことは、換言すれば、警部以上の警察職員の情報は、職務の遂行に関する情報である限り、その氏名、職及び職務遂行の内容について同号を根拠に非開示にすることはできず、また、職務の遂行に関する情報でない情報であれば、階級を問わず、警察職員に関する情報のうち、当該警察職員を識別することができるものについて、同号を根拠に非開示にすることができるということである。

本件開示公文書7に氏名等が記載された被措置者等は、全て警部以上の階級の警察職員であることから、ここでの問題は、本件開示公文書7に記載され、非開示とされた被措置者等の氏名及び所属が、「職務の遂行に係る情報」であるか否かである。

そこで検討するに、被措置者等5名のうち1名に対してなされた、佐賀県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程（昭和29年佐賀県警察本部訓令第11号）第18条第1項に基づく注意とは監督上の措置であり、残る4名に対してなされた口頭嚴重注意及び業務指導については、明文の規定は存在しないが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び警察法（昭和22年法律第196号）に定める任命権に基づき、警察本部長が、監督上の措置を要しない当該職員の軽微な規律違反について、業務の改善向上

を図るために、当該職員に注意を喚起し、将来を戒めるために行った措置である。

この監督上の措置等は、公務員が職務上の規律違反等を理由になされるものであるところ、本件開示公文書7が示す、監督上の措置等を受けた公務員が誰で、その者がどのような措置等を受けたのかという情報は、監督上の措置等を受けた当該公務員の職務に関係する情報であることはいうまでもない。

この点、条例第6条第2号ニが個人に関する情報であって例外的に開示すべきと定めている、当該個人が公務員等である場合の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関等の一員として行った、職務の個別具体的な内容を明らかにする情報であって、開示の対象となる職務の内容については、公権力の行使に係る情報であるか会議への出席等の事実行為であるかといったことや、あるいは、適正な行為であるか不適正な行為であるかといったことで違いはない。しかしながら、いずれにしても、職務の「遂行」に係るという文言に示されているように、そして、職務の遂行に係る情報について、職務を行った公務員等の職及び氏名（当該公務員が警部補以下の警察職員である場合の当該公務員の氏名を除く）の開示が求められているのが、自身が遂行した個別具体的な職務について、その責任の所在を含めて明らかにすることが意図されているものというべきであることからしても、「職務の遂行に係る情報」は、当該公務員等自身の職務遂行の内容を明らかにした情報が対象となるものである。

さらに、公務員等の職務に関係する情報であっても、職務の遂行に係る情報でない個人の私事に関する情報は保護されるべきであるところ、職員としての身分の取扱いに関する情報であって、賞罰に関するものは、当該職員の個人の資質や能力に対する評価や名誉とも無関係ではないことはいうまでもなく、むしろ、公務員の立場を離れた個人としての評価をも左右する性質を有する情報というべきである。このことは懲戒処分を受けた者の氏名については当然に当てはまるものであるが、懲戒処分でなく、それより軽い監督上の措置等であったとしても、当該情報をもつ個人の私事に関する情報という性格を軽くみることはできない。

以上のことから、監督上の措置等を行う側の行為は職務の遂行に係る情報といえるものの、監督上の措置等を受ける側からすれば、原因となった行為が職務に関係するしないにかかわらず、措置等を受けたこと自体は当該公務員自身の当該職務の具体的な内容を明らかにした情報ではないことから、同文書中で非開示となった被措置者等の氏名をもって、当該公務

員の職務の遂行に係る情報ということとはできない。

したがって、被措置者等の氏名が同号ニで定める開示事由に該当するとは認められず、当該情報について同号本文を根拠として非開示とした実施機関の決定は妥当である。また、被措置者等の所属についても、既に開示されている処分の日付や被措置者等の階級から、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、同じく同号本文を根拠として非開示とした実施機関の決定は妥当である。

② 条例第6条第5号該当性

実施機関は、被措置者等の氏名及び所属について、開示することにより、将来予定される監督上の措置等において、関係者自身や被措置者等の不利益等を懸念して、事案の申し出を躊躇したり、真実を供述しなくなるなど、正確かつ詳細な事実の把握が困難となり、監察の審議・調査等の公正かつ円滑な実施が損なわれることから、条例第6条第5号の規定にも該当すると主張している。審議会ではこの点についても検討したので、付言する。

同条同号がいう事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがある場合とは、「著しい」との表記にあるとおり、情報の公開によってこのようなおそれが客観的かつ具体的に認められる場合をいうものであると考えるべきであり、一般的にいつてもそのようなおそれがあり得ることのみをもって同条同号に該当する場合ということとはできない。

ここで関係者自身等が自身に対してなされる処分等の不利益を懸念することによる事実の把握における支障は、警察職員による不正の予防及び調査を目的とする監察制度そのものに内在する問題であって、情報公開により関係者自身等の氏名が開示あるいは非開示になることのみをもって左右される問題ではない。また、本件開示公文書7において非開示とされている情報は監察の対象となった者が誰であったかを特定できる情報のみであるところ、その供述内容やその他の参考人の氏名といった監察の調査過程を示すものでもない。

したがって、本件開示公文書7において非開示となった情報が開示されることにより監察の審議・調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれが客観的かつ具体的にあるとは認められないことから、非開示とされている情報が同条同号に該当するとはいえず、実施機関のこの点の主張については是認できない。

(2) 本件処分2について

審査会は、本件事案に係る一連の経過について実施機関の職員に説明を求め、「請求にかかる公文書については、佐賀県警察において取得し、又は作成していない」という実施機関の主張ないし説明の合理性を個別に検討した上で、以下で

各々述べる理由により、文書が不存在であるとする実施機関の決定の当否について、判断した。

ア 本件請求公文書1について

実施機関は、本件統計運用変更に係る事項を含め、交通事故の抑止のための対策の検討を、交通部幹部数名により行っていたとしている。

実施機関が定める文書管理規程第21条において、事務を処理するに当たっては、文書を作成するものとするとの定めがあるものの、事務処理の内容を決定するにあたっての実施機関内における検討ないし協議の過程を文書化することまでも義務付けるものではない。

したがって、本件統計運用変更の検討に係る日時、参加者又は協議内容といった事柄を明らかにする文書が作成されていないとしても、そのことが直ちに不合理であるとはいえない。

この点に対する実施機関の説明（3の（2）のア）には特に不合理な点は認められず、このような事情からすれば、本件請求公文書1に対応する公文書を作成しておらず、存在しないとする実施機関の主張が不合理であると認めることはできない。

イ 本件請求公文書3について

前記したとおり、実施機関が定める文書管理規程第21条において、事務を処理するに当たっては、文書を作成するものとするとの定めがあり、かつ、本件事案において、交通部長からの指示に係る本件開示公文書1、2及び3においては、「運用とする」「～として取り扱う」との記載があることから、この指示に対応した事務処理に関する何らかの公文書の存在が窺われるところ、この時の指示に従って、各警察署の担当職員が事務処理を行うにあたって作成された文書としては、各警察署から交通企画課宛に送付されていた人身事故発生件数に関する修正前のデータがこれに対応するものと考えられる。しかしながら、このデータとは別に指示に従ったことについての、警察署等が作成した報告等のための公文書が存在するというべき事情までを窺うことはできない。

したがって、本件請求公文書3に対応する文書が作成されていないとしても、そのことが直ちに不合理であるとはいえない。

この点に対する実施機関の説明（3の（2）のイ）には特に不合理な点は認められず、このような事情からすれば、本件請求公文書3に対応する公文書を作成しておらず、存在しないとする実施機関の主張が不合理であると認めることはできない。

ウ 本件請求公文書6について

実施機関は、3の（2）のウのとおり説明しているが、前記5の（2）の

アで述べたとおり、事務処理の内容を決定するにあたっての実施機関内における検討ないし協議の過程を文書化することまでも義務付けるものではないことから、この説明に不合理な点は認められず、本件請求公文書6に対応する公文書を作成しておらず、存在しないとする実施機関の主張が不合理であると認めることはできない。

エ 本件請求公文書7について

実施機関は不存在決定の理由を3の(2)のウのとおりとしているが、この記述では、本件請求公文書7に対応する文書が存在しないことについての説明が必ずしも明らかでないことから、実施機関の職員に確認したところ、本件統計運用変更についてまだ把握していない警察本部長に交通部の職員が報告する際に作成していた公文書が請求の対象になっているとの理解のもとに、この時の交通部の職員による警察本部長への報告が口頭で行われていたことから、対応する公文書は存在しないという結論になったということであった。

しかしながら、本件請求公文書7は「県警本部長へ件数改ざんを行っていた報告の文書」と特定されているところからすると、これに対応する公文書について、必ずしも実施機関が説明するように本件統計運用変更を警察本部長が把握する前に本件統計運用変更に直接関与した職員らが作成した報告文書に限定しなければならない理由はない。この点、審査請求人が本件請求公文書7によって得ようとする情報について審査請求の理由で述べるところをみても、「佐賀県警察組織内で交通事故件数改ざんがどのように決められていったのか、なぜ、警察行政が歪められなければならないのかの疑問を解明するための情報」であり、あるいは「佐賀県警察にとって交通事故件数改ざん事件の実態把握のために必要不可欠な情報」であるとしており、審査請求人による本件請求公文書7に係る開示請求には、本件事案の経緯を明らかにする情報を求める趣旨があったというべきである。

それゆえ、本件請求公文書7に対応する公文書として、警察本部長への本件事案に関する何らかの報告文書が存在するのであれば、その公文書を対象公文書として開示決定等が行われなければならないということになる。

そこで、審査会において実施機関の職員から、本件事案における対応について説明を求めたところ、交通部の職員が警察本部長に人身事故発生件数について報告をした際に、件数の集計に係る運用を従前の運用に戻すように指示を受けたことを端緒として、その後、実施機関内において監察事案に該当するとの判断から必要な調査が行われた後、監察を担当した職員によって、調査結果を取りまとめた文書をもって警察本部長に報告がなされたが、このほか、本件統計運用変更に関与した職員達による報告文書は作成されて

いないとの説明を受けた。そして、この監察を担当した職員が作成した報告文書については、「不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案に対する調査報告」と題する公文書として実施機関内に存在することを審査会で確認した。

したがって、本件請求公文書7に係る開示請求については、この「不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案に対する調査報告」と題する公文書を対象公文書として特定し、開示決定等を行うべきと考える。

そしてさらに、これとは別に本件統計運用変更に関与した職員らが作成した報告文書についても開示決定等が行われなければならないかという点についても判断するに、本件統計運用変更については監察が行われているところ、本件統計運用変更に関与した職員らが本件統計運用変更の経緯を説明するにあたり、当該職員らの報告文書がなければ本件統計運用変更について説明できないといった不都合があるということもできないことからして、監察を担当した職員が作成した報告文書と別に本件統計運用変更に関与した職員らの作成による本件統計運用変更に係る報告が文書で存在することを窺うことはできない。したがって、この点について開示請求に対応する文書が存在しないとの実施機関の説明が直ちに不合理であるということまではいえない。

オ 本件請求公文書8について

実施機関が定める文書管理規程第21条において、事務を処理するに当たっては、文書を作成するものとするとの定めがあり、かつ、本件統計運用変更に係る交通部長からの指示文書である本件開示公文書1、2及び3が存在することから、同じく交通事故統計に関して正しい運用に戻すための伝達文書についても、作成されている可能性を完全に否定することはできないし、作成する必要自体がなかったとの考え方を認めることはできない。

しかしながら、その当時、実施機関において正しい運用に戻すという早急な対応が必要であったという事情があったために交通企画課を通じて電話（口頭）で指示を行ったという対応自体が不合理であったということもできないし、その後、当該指示を行ったことを重ねて指示をするための文書が作成されていると考えることの方が合理的であるということもできない。

したがって、本件請求公文書8に対応する文書が作成されていないとの実施機関の説明（3の（2）のウ）が直ちに不合理であるということもできない。

（3）本件処分3について

5の（1）のアで述べたとおり、警察庁への報告の際に経緯を説明した文書は存在しないとする実施機関の主張を不合理と認めることはできない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、別表のとおりである。

(別表)

年 月 日	審 査 経 過
平成 23 年 3 月 17 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 23 年 3 月 24 日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成 23 年 4 月 15 日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成 23 年 4 月 28 日 (平成 23 年度第 1 回審査会)	・ 審 議
平成 23 年 5 月 10 日 (平成 23 年度第 2 回審査会)	・ 審 議
平成 23 年 5 月 19 日 (平成 23 年度第 3 回審査会)	・ 審 議
平成 23 年 6 月 7 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	
池田 行伸	佐賀大学文化教育学部教授	会長職務代理者
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会常任理事	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)